

大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について

平成 28 年 7 月 13 日
原 子 力 規 制 庁

1. 平成 28 年熊本地震以前の情報発信の対応方針について

(略)

2. 平成 28 年熊本地震を踏まえた特別な対応について

(略)

3. 今後の大規模自然災害発生時等における情報発信のあり方について

(1) 基本的な考え方

福島第一原子力発電所事故を引き起こした東日本大震災後の原子力施設に対する国民の不安を勘案すると、従来の情報発信に加え、近隣の原子力施設において大きな地震が観測されていないことや施設の異常が生じていないことについて、情報発信する範囲を拡大するなど積極的な情報発信を行う必要がある。

(2) 情報発信（地震発生時）の強化ポイント

1. で示した情報発信の対応方針を、以下の通り強化することを基本原則とする。ただし、原子力規制庁緊急時対応センターの全体指揮者（オンサイト総括）が個別に判断した場合は、状況に応じて、対象震度未満でも情報発信を行う。また、下記③を含む大規模自然災害発生時等の情報提供については、新たに事業者からの通報が必要となるため、別途原子力規制委員会からの指示文書を長官専決により発出する。

緊急時情報ホームページ、ツイッター、緊急情報メール（以下、「緊急時HP等」という）を用いた地震の原子力施設への影響に関する情報発信については、以下の通り強化する。

- ① 情報発信の条件について、立地市町村において震度5弱以上としていたものを震度4以上に変更。
- ② ①に加え、立地道府県において震度6弱以上としていたものを震度5弱以上に変更。
- ③ ②に加え、国内において震度6弱以上の場合、オンサイト総括が判断する近隣の原子力施設^{※1}への影響について、緊急時HP等で情報発信。

（※1：実用発電用原子炉及びもんじゅ（11事業者）及び再処理施設（2事業者））

表1 情報発信（地震発生時）の強化ポイント（網掛け部分が強化ポイント）

発生地震	これまでの発信対象	今後の発信対象
① 立地市町村 震度4	報道関係者 政府関係者	一般国民（緊急時HP等） 報道関係者 政府関係者
② 立地道府県 震度5弱または5強	報道関係者 政府関係者	一般国民（緊急時HP等） 報道関係者 政府関係者
③ 国内 震度6弱以上 (緊急参集【情報収集連絡体制強化】)	なし	一般国民（緊急時HP等） 報道関係者 政府関係者 (オンサイト総括が判断する近隣の原子力施設※1)

表2 今後の情報発信の条件（網掛け部分が強化ポイント）

				国内		
				震度6弱以上	震度5強または5弱	震度4以下
立地道府県	震度6弱以上	立地市町村	震度関係なし	緊急時HP等		
	震度5強または5弱			緊急時HP等	緊急時HP等	
	震度4以下		震度4	緊急時HP等	緊急時HP等	緊急時HP等
			震度3以下	緊急時HP等	無	無

（参考）その他、情報発信を行う大規模自然災害発生時等

- ・ 気象庁により、大津波警報が発表された場合
- ・ その他内閣危機管理監による参集事象（例：火山噴火）

（3）情報発信手段の改善について

情報発信は、緊急時HP等を活用し行うが、緊急時情報ホームページと同様の発信機能を持つ「情報提供」の機能を追加し、緊急事態の情報とは区別して、国民の不安に対応した情報の提供を可能とする準備を進める。

以上